

愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質 総量削減計画の改定について

1 改定の背景

愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（以下「総量削減計画」という。）は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車 NOx・PM 法」という。）に規定する平成 22 年度を目標年度とした自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、平成 15 年 7 月に策定された。

今回、国において平成 32 年度を目標年度とする新たな基本方針が平成 23 年 3 月に示されたため、この基本方針に基づき総量削減計画の改定を行うものとする。

2 改定にあたって配慮すべき基本方針の変更概要

(1) 総量の削減に関する目標

	新基本方針	旧基本方針
① 目標年度	平成 32 年度	平成 22 年度
② 対策地域における削減目標	対策地域において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る <u>大気環境基準を確保</u> する。ただし、平成 27 年度までに環視測定局における大気環境基準を達成するよう最善をつくす。	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る <u>大気環境基準をおおむね達成</u> する。大気環境基準を達成するよう最善をつくす。
③ 対策の継続	<u>対策地域の見直しは行わず</u> 、対策を継続する。	

(2) 総量の削減のための施策に関する基本的事項

新基本方針	旧基本方針
○自動車単体対策の強化等 <u>ディーゼル平成 28 年目標値に沿った排出ガスの低減を図り、ポスト新長期規制適合車については早期の普及を支援</u>	<u>ディーゼル 09 年目標値及びガソリン 09 年目標値に沿った排出ガスの低減を図る。</u>
○低公害車の普及促進 <u>国、地方公共団体等は公共事業や物品の調達等において物品等を輸送する際に、低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を貨物自動車運送事業者等に求めること等により、物品等の輸送に伴い発生する自動車排出窒素酸化物等を可能な限り低減するよう努めるものとする。</u>	—

<p>○局地汚染対策の進め方</p> <p>二酸化窒素濃度や浮遊粒子状物質濃度の高い<u>地区</u>の汚染メカニズムについて解析調査等を行うとともに、交差点の改良等及びそれらに併せた道路緑化・環境施設帯の整備、<u>エコドライブの実施や不要不急の自動車利用の自粛等自動車排出窒素酸化物等の排出量の低減に効果のある自動車使用の協力の促進、高度道路交通システム（ITS）の活用方法及び効果的な交通需要マネジメントの調査研究等を含む地域の実情に応じた総合的な局地汚染の緩和に資する対策を関係機関の連携の下で進めるものとする。</u></p> <p>指定する区域は、<u>地域の状況や特性に応じて合理的な範囲となるように留意するものとする。</u></p>	<p>二酸化窒素濃度や浮遊粒子状物質濃度の高い<u>交差点周辺部等</u>の汚染メカニズムについて解析調査等を行うとともに、交差点の改良等及びそれらに併せた道路緑化・環境施設帯の整備等を含む地域の実情に応じた総合的な局地汚染の緩和に資する対策を関係機関の連携の下で進めるものとする。</p> <p>指定する区域は、<u>例えば交差点近傍のような合理的な範囲とし、必要以上に広範囲に指定されることのないように留意するものとする。</u></p>
<p>○普及啓発活動の推進</p> <p>国民に対しては<u>広報活動等を通じて大気汚染及び対策の現況、自動車排出窒素酸化物等の排出量の低減に効果のある自動車使用方法等についての理解を求め、協力を促すなどの普及啓発活動を積極的に展開するものとする。</u><u>そのため、高度道路交通システム（ITS）の活用等による効果的な情報発信方法を研究するものとする。</u></p>	<p>国民に対しては<u>窒素酸化物排出量及び粒子状物質排出量等の低減に効果のある自動車使用方法等についての理解を求め、協力を促すなどの普及啓発活動を積極的に展開する</u></p>
<p>○関係者の連携</p> <p><u>国及び地方公共団体は、地域の実情に応じて、道路管理者、交通管理者、荷主・発注者及び貨物自動車運送事業者等と、局地汚染対策のために協力する体制の構築等の連携を図るものとする。</u></p> <p><u>また、荷主・発注者及び貨物自動車運送事業者等の関係事業者は、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出を抑制するために連携を図るものとする。</u></p>	<p>—</p>

注) _____は、変更箇所を示す。

3 愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の骨子(案)について
国の基本方針に基づいて改定する本県の新たな総量削減計画の章立ては次のとおり。

第1章 計画策定の趣旨及び対策地域の範囲

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 対策地域の範囲

第2章 計画の目標及び計画達成の期間

新たな基本方針で示された目標及び計画達成期間とする。

第3章 対策地域の現状

- 第1節 窒素酸化物及び粒子状物質排出の状況
- 第2節 二酸化窒素及び粒子状物質の状況
- 第3節 道路・鉄道等の状況
- 第4節 自動車登録台数
- 第5節 低公害車の導入状況
- 第6節 県内の貨物輸送量等
- 第7節 県内の旅客輸送量等
- 第8節 道路交通の状況等

第4章 計画達成のための目標量

新たな基本方針の目標を達成するための自動車からのNO_x・SPM排出量の削減目標量を算出する。

第5章 計画達成の方途

- 第1節 自動車単体対策の強化等
- 第2節 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
- 第3節 低公害車の普及促進
- 第4節 エコドライブの普及促進
- 第5節 交通需要の調整・低減
- 第6節 交通流対策の推進
- 第7節 局地汚染対策の推進
- 第8節 普及啓発活動の推進

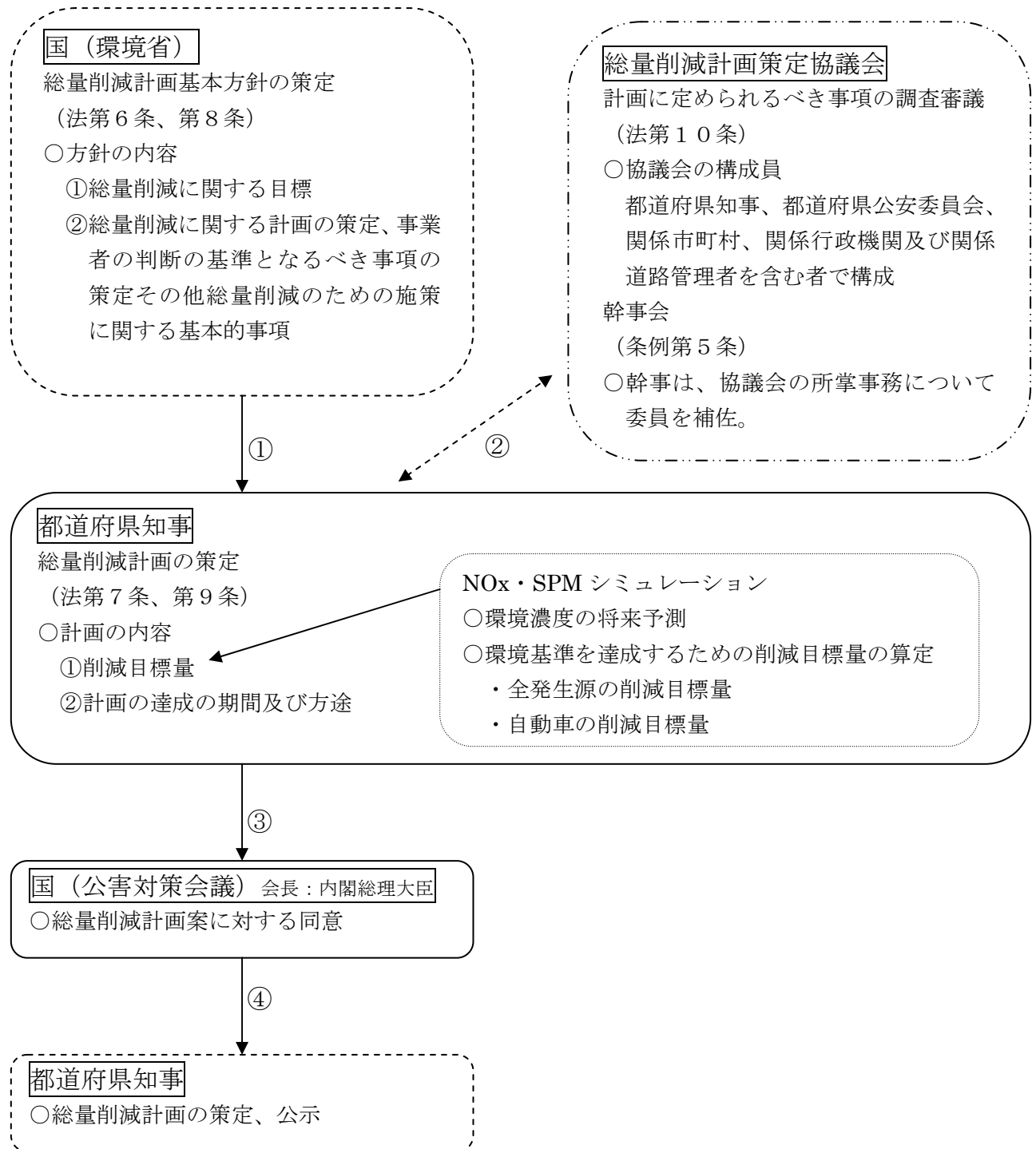
基本方針に示された総量削減のための施策に関する基本的事項に沿って、本県の対策地域で実施する施策を記載する。

第6章 推進体制等

- 第1節 関係者間の連携
- 第2節 総量削減計画の進行管理
- 第3節 調査研究
- 第4節 地球温暖化対策との連携

4 総量削減計画の改定に向けた手続

都道府県知事は、法第7条第1項及び第9条第1項の規定により、国が定める総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を定めなければならない。策定にあたっては、法第10条に規定する協議会の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。



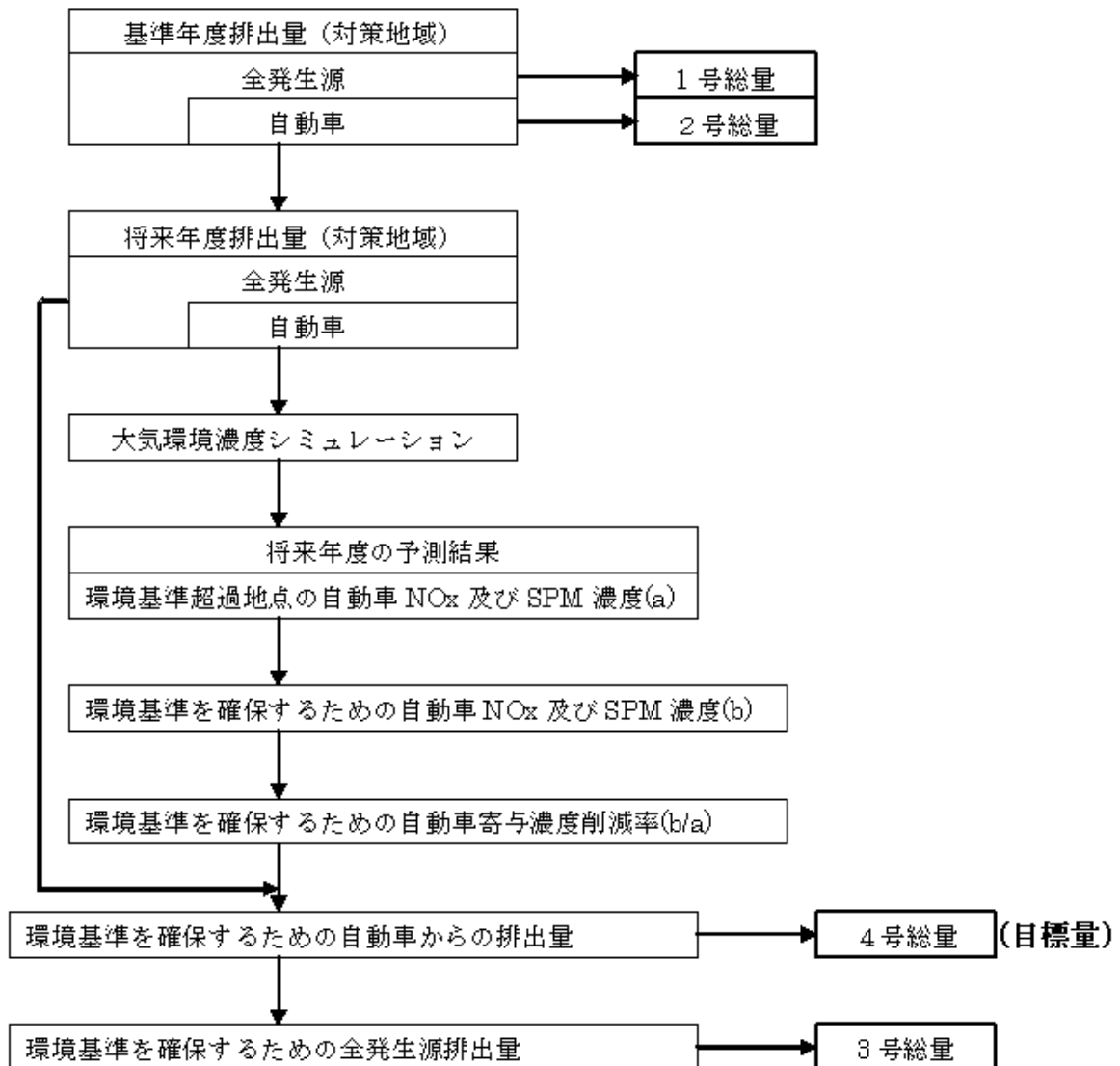
注)

法：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
 総量削減基本方針：自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針
 条例：愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例

5 NOx・PM 排出量の算定について

基本方針で示された新たな目標を達成するため、自動車 NOx・PM 法第 7 条第 2 項及び第 9 条第 2 項に基づく 1 号～4 号総量を以下の手順で算定する。

自動車からの排出量については、道路交通センサスデータや過去に本県が実施した交通量調査やナンバープレート調査等を用い、その他発生源については、大気汚染物質負荷量実態調査、その他統計資料等を用い算出する。



- 注) 1号～4号総量は、窒素酸化物については、自動車 NOx・PM 法第 7 条第 2 項第 1～4 号、粒子状物質については、同法第 9 条第 2 項第 1～4 号にそれぞれ規定される量。
- 1号総量：対策地域において、事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量。
- 2号総量：1号総量のうちの自動車排出総量。
- 3号総量：対策地域において、大気環境基準を達成するための事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量。
- 4号総量：3号総量のうちの自動車排出総量。

6 総量削減計画策定スケジュール（案）について

年月	環境省	愛知県	
		幹事会等	排出量算定シミュレーション
H23 4～ 6月	基本方針告示（3/30）		算定の為のシミュレーション開始
7～ 9月			
10～ 12月		第1回幹事会（11/8） ・ 計画骨子（案）について	
H24 1～ 3月		第2回幹事会（12月下旬） ・ 計画素案について ・ シミュレーション結果について	1号総量、2号総量の算定
		第3回幹事会（2月下旬） ・ 計画案について ・ シミュレーション結果について	3号総量、4号総量の算定
		パブリックコメント （3月頃）	
4月 以降	省内、各省への事前照会	第4回幹事会（3月～4月頃） ・ 計画案の策定について	
		第1回協議会（4月頃） ・ 計画案の策定について	
	各省正式協議	計画案環境省送付	
	公害対策会議・環境大臣同意	計画策定	
		計画公示	